

防衛省訓令第34号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第23条第3項の規定に基づき、及び同規則附則第3項の規定を実施するため、選考による自衛官の採用の基準に関する訓令を次のように定める。

平成29年4月19日

防衛大臣 稲田 朋美

選考による自衛官の採用の基準に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、選考による1等陸佐以下3等陸曹以上、1等海佐以下3等海曹以上又は1等空佐以下3等空曹以上の自衛官の採用の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考による自衛官の採用基準）

第2条 選考による1等陸佐以下3等陸尉以上、1等海佐以下3等海尉以上又は1等空佐以下3等空尉以上の自衛官（第1号及び第2号において「幹部自衛官」という。）の採用は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める基準により行う。

(1) 幹部自衛官のうち次号に掲げるもの以外のもの

別表第 1 に定める基準

(2) 医師又は歯科医師である幹部自衛官 別表第 2 に

定める基準

2 選考による准陸尉以下 3 等陸曹以上、准海尉以下 3 等海曹以上又は准空尉以下 3 等空曹以上の自衛官の採用は、他の訓令に定めるもののほか、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、防衛大臣の承認を得てそれぞれ定める採用の基準により行う。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 9 日から施行する。

(自衛官の採用の基準に関する訓令の廃止)

第 2 条 自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁内訓第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 この訓令による廃止前の自衛官の採用の基準に関する訓令第 2 条の規定により防衛大臣の承認を得て定めた採用の基準については、選考による自衛官の採用の基準に関する訓令第 2 条第 2 項の規定により防衛大臣の承認を得て定めた採用の基準とみなす。

（防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令の一部改正）

第 4 条 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 項の表人事計画・補任課の項第 28 号中「自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和 30 年防衛庁内訓第 1 号）第 2 条」を「選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成 29 年防衛省訓令第 34

号) 第 2 条第 2 項」に改める。

(自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令の一部改正)

第 5 条 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成 19 年防衛省訓令第 156 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「自衛官の採用の基準に関する訓令」を「選考による自衛官の採用の基準に関する訓令」に改め、同条中「自衛官の採用の基準に関する訓令(昭和 30 年防衛庁内訓第 1 号)」を「選考による自衛官の採用の基準に関する訓令(平成 29 年防衛省訓令第 34 号)」に改める。

(防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令の一部改正)

第 6 条 防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令(平成 26 年防衛省訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「自衛官の採用の基準に関する

訓令」を「選考による自衛官の採用の基準に関する訓令」に改め、同条中「自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和３０年防衛庁内訓第１号）」を「選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成２９年防衛省訓令第３４号）」に改める。



別表第 1（第 2 条関係）

階 級	経 過 年 数
1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐	1 5 年 以 上
2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐	1 2 年 以 上
3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐	9 年 以 上
1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉	5 年 以 上
2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉	3 年 以 上
3 等 陸 尉 3 等 海 尉 3 等 空 尉	1 年 以 上

（注）この表において「経過年数」とは、学校教育
 法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大
 学（短期大学を除く。）を卒業した時、独立行
 政法人大学改革支援・学位授与機構により学位
 を授与された時又は同法の規定による大学に相
 当する外国の学校を卒業した時以後の年数とす
 る。

別表第 2（第 2 条関係）

階 級	経 過 年 数
1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐	1 3 年 以 上
2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐	9 年 以 上
3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐	7 年 以 上
1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉	3 年 以 上
2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉	1 年 以 上

（注）この表において「経過年数」とは、医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）に基づく医師免許又は歯科医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 2 号）に基づく歯科医師免許を取得した時以後の年数とする。